

独立行政法人国立病院機構宮城病院指定訪問看護事業所運営規程

(介護保険)

(事業の目的)

第1条 独立行政法人国立病院機構宮城病院が開設する独立行政法人国立病院機構宮城病院 訪問看護ステーション「かけはし」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために担当看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)利用者の意思及び人権を尊重し、主治医が必要と認めた高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供にあたって、看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供にあたって、看護師等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 ステーションは利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、看護職員等に対し、研修等の措置を講ずる。

5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 独立行政法人国立病院機構宮城病院 訪問看護ステーション「かけはし」

二 所在地 宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原 100 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容、勤務体制)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名 (看護師 常勤)

管理者は、看護職員等の管理・指導を行い、適切な事業が運営されるように統括する。

又、事業所の請求事務及び経理等を担当すし、自らも事業の提供にあたる。

二 看護職員 2.5対1名 当ステーションは4名(看護師常勤換算で管理者も含む)

訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

三 必要に応じて理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上

理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士は、看護師と共に訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

- 四 看護師の勤務時間 午前8時30分～17:15
夜間待機勤務時間 17:15～翌日午前8:30分
休日待機勤務時間 午前8時30分～翌々日午前8時30分
理学療法士・作業療法士 午前8時30分～17:15

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡・相談・訪問が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

（事業の実施地域）

第6条 事業の実施地域は次のとおりとする。

- 一 通常の事業の実施地域は、山元町、亶理町。

*実施可能地域は、山元町、亶理町、角田市（一部）、丸森町（一部）、新地町（一部）とする。

（指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の内容）

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- 一 身体状況、病状、障害の観察、健康相談（血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備）
 - 二 日常生活の看護（清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など）
 - 三 褥瘡の予防・処置
 - 四 リハビリテーション
 - 五 認知症患者の看護
 - 六 ターミナルケア
 - 七 薬の飲み方と指導
 - 八 医療機器の管理（人工呼吸器、点滴、吸引、経管栄養、留置カテーテル）、その他医師の指示による処置
 - 九 家族の健康相談と介護指導
- 一〇 室内環境整備と日常生活用具の利用相談
 - 一一 安全対策、感染症対策の対応

（利用料等）

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、

当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

二 訪問看護（介護予防訪問看護）サービス提供に伴う交通費は、通常の事業地域、山元町、亘理町は不要とする。

* サービス提供区域は、山元町、亘理町、角田市（一部）、丸森町（一部）、新地町（一部）。山元町、亘理町以外の地域は1回300円とする。

三 死後の処置料は、20,000円とする。

四 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

五 ステーションは、利用者より利用料金の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書・領収書・明細書を交付する。

（緊急時等における対応方法）

第9条 看護師等は、指定訪問看護（介護予防訪問看護）を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

二 看護職等は、指定訪問看護および介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅支援事業者又は地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

三 利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（事故発生時の対応）

第10条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

（権利擁護・虐待防止のための措置）

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、次の措置を講じるものとする。

一 権利擁護・虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその内容を看護職員等に周知する。

二 権利擁護・虐待防止のための指針の整備

三 職員に対する権利擁護・虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施

四 その他の虐待防止のために必要な措置

1 事業者は、訪問看護等の提供にあたり、当該事業所の職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、

速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第12条 事業者は、看護職員等の就業環境と適切なサービスの提供を確保するため、各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

二 事業者は、看護職員等が利用者、利用者家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等がステーションの勧告に従わない場合は、サービスの提供を制限・終了することができるものとする。

(苦情解決体制の整備)

第13条 事業者は訪問看護等の提供にかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 1 事業者は、訪問看護等の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 2 事業者は、提供した訪問看護等にかかる利用者からの苦情に関し国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第14条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ文書により同意を得るものとする。

(職員の研修等)

第15条 事業者は、従業者の資質の向上のために研修（外部における研修受講を含む）を実施する。

(秘密の保持)

第16条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

二 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(衛生管理)

第17条 看護職員等の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(身体拘束等の禁止に関する事項)

第18条 ステーションは、サービスの提供にあたっては利用者の生命又は身体を保護するために緊急時やむをえない場合を、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下

「身体拘束という」をおこなわないものとする。

- 2 事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由、その他必要な事項を記録する。
- 3 事業者は身体拘束の適正化を図るため、次にあげる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について看護職員等に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 看護職員等に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第 19 条 事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画書に従い、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 看護職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を実施する。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

- 第 20 条 事業所は感染症の予防まん延防止のため、次の処置を講ずるものとする。
- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について看護職員等に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
 - (3) 看護職員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のため研修及び訓練を定期的実施する。

(訪問看護医療 DX 情報活用)

- 第 21 条 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求は電子情報処理組織の使用を行うこととする。
- 2 健康保険法第 3 条第 13 号に規定する電子資格確認（以下「オンライン資格確認」という。）を行う体制を整備している。
 - 3 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システム活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を整備している。

(その他)

- 第 22 条 事業所は、看護職等の質的向上を図るための研修会の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 倫理研修・個人情報保護に関する研修等宮城病院内で実施する研修に参加
 - 2 職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
 - 3 事業者の看護師等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。

4 事業者は、訪問看護等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

第23条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は独立行政法人国立病院機構宮城病院が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

令和6年12月1日改定

(別紙2)

【介護保険】

加算科目	1割負担	2割負担	3割負担	
初回加算（Ⅰ）	350	700	1050	
初回加算（Ⅱ）	300	600	900	
特別管理加算（Ⅰ）1月につき	500	1000	1500	
特別管理加算（Ⅱ）1月につき	250	500	750	
緊急時訪問加算（Ⅰ）1月につき	600	1200	1800	
緊急時訪問加算（Ⅱ）1月につき	574	1148	1722	
ターミナルケア加算（死亡月）	2500	5000	7500	
複数名訪問看護加算	所要時間30分未満の場合	254	508	762
	所要時間30分以上の場合	402	804	1200
長時間訪問看護加算	300	600	900	
退院時共同指導加算	600	1200	1800	
看護・介護職員連携強化加算	250	500	750	

【その他の費用（自己負担）】

角田市・丸森町・新地町の利用者は交通費1回300円

【減算】	訪問回数	*加算算定している 場合	*加算算定してない 場合
要介護	看護職員 \geq リハ職員	—	—8
	看護職員<リハ職員	—8	—8
要支援	看護職員 \geq リハ職員	12月を超えて行う場 合—5	—8
	看護職員<リハ職員		—8

*緊急時訪問看護加算・特別管理加算・看護体制強化加算
のいずれか